

令和元年 神奈川県議会 産業労働常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

私からは、労働者協同組合の新しい働き方について、何点かお尋ねします。

黒岩知事は3期目のスタートに当たって、地域コミュニティの再生、そして活性化という文言を抱えています。大変裾野が広い政策だと思っています。昨年12月の本会議一般質問で、本県にも多く存在をしますが、いわゆるニュータウンと呼ばれる地域が住民の方々の超高齢化によって、コミュニティが非常にもろくなっていることを触れさせていただきました。このときの答弁は、住宅政策を担う県土整備局長にお答えいただいたが、このコミュニティも活性化や再生は、地域の中での事業や雇用の創出という要素も大変大きいと考えておりますので、産業労働局あるいは当委員会として、どのようにかかわっていただけるかを確認していきます。

まず、地域コミュニティの活性化に取り組む自治体にお伺いして、いろいろなお話を伺ってきました。その取り組みの一つとして、育児中や介護中、あるいは高齢者でも働きやすい短時間労働を含む、地域の中で多様な働き方を実現する事業の創出と、そのためのプラットフォームの構築を産官学民の連携で進めているという事例がありました。ほかにもアクティブシニアの方々が子育て世代を応援する、あるいは今もお話しに出ましたが、免許を返納して、高齢者が外出する、買い物することが不便になっていて、その移動支援をどうするかというテーマもいろいろありますが、その中でこの事業や雇用の創出は非常に大きいテーマであると伺っています。

翻って本県として、そういった地域住民の地域住民による地域住民のための事業、そして雇用の創出に対し支援をしようとする場合、どの部あるいは課がどのような取り組みを行うのか、まずそこをお聞かせいただきたい。

産業労働局企画調整担当課長

今お話しにありました、地域住民が地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら継続的なビジネスの形で展開して、地域を元気にしていくコミュニティビジネスと呼ばれている事業がありますが、本県では平成16年度から平成20年度前後あたりまで、コミュニティビジネスの創出・支援事業を実施しておりました。内容としては、市町村、商工会議所等を対象としたコミュニティビジネスの人材育成セミナーや、専門家による経営アドバイスの実施、コミュニティビジネスの事業者向けの融資を行ってきました。これらの取り組みにより、市町村等にコミュニティビジネスの支援のノウハウが一定程度共有されたこと、一部の市町村、民間金融機関などに独自の取り組みを行う動きがあらわれてきたことから、こうした取り組みについては、現在では特段、産業労働局としては行っていない状況です。

小野寺

一定の効果があつたので、現在は特に行っていないということですが、恐らくこれからまた別の観点でコミュニティの活性化がテーマになってきたと思います。様々な課題が浮かび上がってくると思いますので、そのときはそのときとして柔軟な対応をしていただければと思います。

我が国は今、少子高齢化の進行で労働力不足が課題となっている一方で、一人一人が自分のライフスタイルに合った働き方を求める傾向が強くなっていると私は感じています。そうしたニーズに対応する仕組みの一つに、地域課題を解決するための仕事を地域住民自らがつくり出して、出資も経営も労働も担うという労働者協同組合、ワーカーズコレクティブとかワーカーズコープ、協同労働の共同組合などとも呼ばれています。我々はわかりますが、一般的には名称から労働組合と誤解する方もいますが、これは生協や農協などと同様の共同組合でありまして、2008年には国会で超党派の議員連盟がつけられて、以来、法制化を目指しながら実現していないところはありますが、今もその事業を行う組織に法人格を付与する法制化に取り組んでいると承知しています。既に数十年の歴史を持っている事業体であります。これまでこの神奈川県産業労働局、前身の商工労働も含めて、その労働者協同組合を具体的に対象とした取り組みがあつたのかどうかお尋ねします。

産業労働局企画調整担当課長

現在、産業労働局では労働者協同組合といった組合を直接支援する事業は実施していない状況です。なお、県内で認定や指定を受けているNPO法人の中に、ワーカーズコレクティブ、またワーカーズコープといった名称をつけて活動する法人が幾つかありまして、こうしたNPO法人化している労働者協同組合の中には、例えば政策局で実施しています、具体的にはNPO協働推進課が実施しております新しい公共の場づくりのためのモデル事業がありますが、こういったものに申請して事業を実施している事例があつたことは承知しています。

小野寺

これまで認知はいま一つということで、国で法制化という取り組みがあると思っておりますが、先ほど触れたように現在、国会による法制化に向けた動きが進んでいる。これは、出資と労働が一体になった組織で、かつ地域課題を解決するための非営利の法人という形態は現行法では存在しない。今、課長から出ましたが、NPO法人では出資できませんし、あるいは企業組合だと、今度は営利性があるものになっていくので、したがって新しい法制度が必要となっています。それによると、当然その非営利性を明確にするために出資者配当も認めていないなどという話です。

それでお聞きしたいのは、こういった性格の事業体、余りこれまでなかったと思っておりますので、その経営と労働の縦分けが難しい面もあります。しかしながら、中には比較的経営規模が小さくて、補助金なども頼れない仕組みですから、経営に苦労しているところもおありだと思っております。県として、こういった組織

に対しての経営相談は対応できると考えますか。

中小企業支援課長

県では、企業の皆様から経営相談があった場合は、中小企業者であれば公益財団法人神奈川産業振興センターの経営相談窓口を、中小企業組合であれば神奈川県中小企業団体中央会を紹介し、それぞれの団体で経営相談の対応をしております。

なお、公益財団法人神奈川産業振興センターにおいては、経営の視点であれば、中小企業者でなくとも幅広く相談対応していると確認しております。

小野寺

今後、動きが活発になってきたときに、今の仕組みの中ではなかなか対応し切れないことがあれば、早いうちにこちらにも知っておきたいと思ったので、お聞きしました。

同じような観点で、今度、組合員に対しての労働相談という観点でお聞きしますが、法案の骨子の中の組合の基準があって、そこでは組合員は組合の事業の従事するに当たっては、組合と労働契約、いわゆる雇用契約を締結するとなっています。最低賃金や労働災害など、その他労働者としての保護が及ぶ働き方をとるとしています。それを読むと、恐らく労働諸法令の適用もあると思いますが、一方では、これは組合を悪用することや隠れみのにすることを防ぐ意味があつての決まりらしいのですが、例えば組合員の5分の4以上が組合の行う事業に従事しているという条件があることや、あるいは組合の行う事業に従事する者の4分の3以上がその組合員でなければならないといった、いろいろ縛りがあります。

ここでもまた、実は労使の線引きが難しいと感じています。あつてはならないことかもしれないですが、今、国会の中で議論をしている中でも、経営的にもすごく難しい部分もあるので、最初のうちは最低賃金も出せないこともあり得るという話もありました。県として、こうした組合、労働組合ではありませんし、労働者、経営者、出資者が一体となった、そういう性格を持った人物となりますが、そういった組合員からの労働相談は応じられると考えますか。現時点での見解で結構ですので、お聞きしたいと思います。

雇用労政課長

労働者協同組合においては、雇用主と労働者という関係は存在せず、委員おっしゃられましたように出資、経営、労務を一体で行い、組合員一人一人がそれに対等な立場で責任を分かち合つて、能力や技能に合った仕事をして報酬を受け取る仕組みと伺っております。このため、委員おっしゃられた中で、確かに今回新しく出ました法案の中では、組合員と組合が労働契約を結ぶことを盛り込んだという報道も耳にしていますが、今のようなことがありますので、全体としては、その組合員が賃金や労働基準の最低基準を定めた労働基準法など、労働者の権利を守る労働関係法令の適用は受けないと思われれます。こうしたことから、県民の方からの組合の出資や報酬に関しての御相談は、労働相談とい

うよりも、一般の県民相談や労働センターで実施している弁護士相談などで民法の規定等に基づく助言を行うと考えております。

労働部長

今、課長からも答弁しましたが、補足させていただきます。私どもいろいろ法案を拝見させていただくと、その組合に従事するに当たって、組合と労働契約を締結すると、ただし、理事は労働契約を締結しないことができる文言もあるようです。今、現にこういった法律はありませんので、この組合は法人格を持っておりません。そういった中で今、課長が答弁した中で、いわゆる雇用契約が現実には存在しない中では、労働相談はないということで、労働法制に基づく助言や労働法の適用が難しいという答弁をさせていただきました。

もし仮に、この労働者協同組合法がこのとおり適用され、成立した場合は、組合と労働契約、労働契約というか雇用契約の中では労働法制が適用されるものとは思いますが、ただ、先ほど申しましたとおり、理事は労働契約を締結しないこともできる規定もあるようですので、労働契約を締結しない理事に対しては、労働基準法の適用はないものと考えられます。

小野寺

今後、法律が成立していく過程で、いろいろ議論がまた加えられると思いますが、せっかくその地域のために自分の力を出していこうと考えて、そういう仕事に従事された方々が最低限の労働環境、就労環境が守られる形をつくるために、いろいろ工夫がまた必要ということがわかりましたので、しっかり私も勉強していきたいと思っています。

労働者協同組合が仮に法制化された場合、国の所管が厚生労働省になるようですが、仮定の話ばかりで恐縮ですが、神奈川県としてはどこが所管をする形になりますか。

産業労働局企画調整担当課長

労働者協同組合が法制化された場合、どこが所管するかということですが、まさに今、検討されていますこの制度の内容、例えばその組合の定義や県の地方自治体の役割を踏まえて、今後庁内で検討することが必要だと考えますので、現時点ではお答えすることはできません。

小野寺

今後、その法制化の流れを見ながら検討するというところで理解しました。

冒頭触れましたように、黒岩知事が政策集の中で、地域コミュニティの活性化を掲げています。地域住民が自ら出資して、地域にとっていい仕事とは何かということを探して、その上で協同して働く労働者協同組合の理念は、私は知事のお考えとも一致すると考えています。国会における質疑でも、地方創生の観点からも非常に有意義という大臣答弁も出ています。ぜひ、この取り組みがより広く深く認知されて、そして普及するように神奈川県でも力を貸していただきたいと要望して、私の質問を終わります。